

ロンドンオリンピックに負けない、 熱い戦いが繰り広げられる

▼第67回日野郡民体育大会（主会場：日南町）

7月8日、第67回日野郡民総合体育大会（日野郡体育協会主催）が、日南町を主会場に開かれ、日野町は13種目すべてに出場。日々の練習の成果を存分に発揮しました。

応援に訪れた家族、友人の声援に励み、卓球や柔道、ゴルフの3種目で優勝するなど健闘しましたが、総合順位では惜しくも2位で、優勝は逃しました。来年は主会場を日野町に移し、熱戦が繰り広げられます。

【大会結果】

《総合順位》

- ▼総合優勝：日南町（76点）
 - ▼2位：日野町（69点）
 - ▼3位：江府町（65点）
- 《種目別の成績》
- ▼陸上：男子…2位、女子…2位
 - ▼野球：2位
 - ▼ソフトテニス：一般男子…3位、一般女子…3位、壮年…3位
 - ▼バレーボール：一般男子…2位、一般女子…2位、婦人…2位
 - ▼卓球：優勝
 - ▼バドミントン：2位
 - ▼柔道：優勝
 - ▼剣道：2位



総合リレーの様子。全力で駆け抜ける選手たち

- ▼ゲートボール：男子…3位、女子…2位
- ▼グラウンドゴルフ：男子…3位、女子…2位
- ▼ゴルフ：優勝
- ▼スポーツ表彰（敬称略）
- ▼ソフトテニス：竹内豪、小川晴生、西村匠平、山本龍星、稲田光、坂本樹、松本廉、頭本龍大、西村渚、小谷真由、杠美憂、松本美季、石田ユ二カ、山本沙里菜、木下杏珠、長尾梨奈、松本美紀、國重裕子、稲田翼、吉原毅、杠杏実、坂本菜梨乃
- ▼陸上：多賀駿平

《平成24年度 日野町職員採用資格試験のお知らせ》

職 種 一般事務
受験資格 日野町在住者または出身者で、昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人
採用予定 平成25年4月1日
第一次試験
日 ち：9月16日（日）
会 場：伯耆町内
 ※時刻および試験会場は受験票交付の際にお知らせします。
内 容：教養試験、事務適性検査、性格診断検査、作文試験
合格発表：10月中旬に合格者に通知

第二次試験
日 ち：10月下旬から11月上旬に実施
会 場：合格通知でお知らせします。
内 容：面接試験
合格発表：11月中旬に合格者に通知するほか、役場に掲示します
申込受付 受験申込書に所要事項を記入し、8月16日（木）午後5時までに西部町村会事務局（米子市糞町1丁目160 西部総合事務所新館2階）に提出してください。
 なお、受験申込書は7月26日（木）から役場総務課および西部町村会事務局で配布します。
問 合 せ 西部町村会事務局（〒683-0054 米子市糞町1丁目160 西部総合事務所新館2階、電話 0859-22-2049）または役場総務課（電話 72-0331）

◆児童扶養手当の現況届を提出してください◆

児童扶養手当（ひとり家庭等）の受給者は、下記の期間に現況届の提出が必要になります。現況届の提出がない場合、8月以降の手当を受け取ることができなくなってしまいます。提出期限に関わらず早目の提出をお願いします。

詳しくは担当までお問い合わせください。

【提出期間】 8月1日（水）～8月31日（金）

【提出先】 役場健康福祉課 または 役場黒坂支所

【担当】 福祉事務所 伊田達彦（電話 72-0334）

◆特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください◆

特別児童扶養手当（障害のある児童を養育している）の受給者は、下記の期間に所得状況の提出が必要になります。

所得状況届の提出がない場合、8月以降の手当を受け取ることができなくなってしまいます。提出期限に関わらず早目の提出をお願いします。

詳しくは担当までお問い合わせください。

【提出期間】 8月10日（金）～9月11日（火）

【提出先】 役場健康福祉課 または 役場黒坂支所

【担当】 健康福祉課 伊田達彦（電話 72-0334）

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



勧誘電話を切りたいのに切れない・・・効果的な断り方



教えて、相談員さん！

突然、知らない会社から「今、キャンペーン中で昆布を送ります。カニも安くします」と電話がありました。どんなカニかわからないので「いいです」と言って電話を切ったのですが、また、すぐに電話がかかってきました。何とか断ったのですが、なかなか電話を切ることができませんでした。勧誘は投資や布団のこともありました。

電話勧誘のほかに訪問販売もあり、うまく断り切れず、仕方なく買ってしまったこともあります。早く断るには何と云えばいいのでしょうか？



お答えします！

強引にカニの購入を迫る電話、高利回りをうたう投資の勧誘、布団の点検と言って購入を勧める訪問販売など、自宅で突然、勧誘を受けることがあります。

電話勧誘販売や訪問販売は自宅に居ながら購入できるという利点がありますが、一方、不意に必要なもののに強引に勧められる場合もあります。

断っているのに再勧誘をする行為は違法です。まず、必要がなければあいまいにせず『契約の意志がない』ことを相手にしっかり伝えることが必要です。「買いません」「必要ありません」「もう電話をしないでください」、訪問時は「帰ってください」など、きっぱり断りましょう。

★ひ	・・・	一人では	（不意な話は一人で決めない）
★の	・・・	ノー（No）と断り	（長く話を聞かない）
★ちょう	・・・	町に聞く	（不審なことは相談する）